



榎本 信一

東光コンサルタンツ顧問

3月11日に発生したM9の大地震と津波が残した爪あとはあまりにも大きく、その震災復興には日本ではいまだ経験したことがない幾多の困難な課題を乗り越える必要がある。

特に、被害を甚大にした直接の原因が津波であり、今後も津波の発生の可能性が高い東北地方の復興にあたっては、私権に係わる宅地面での土地利用規制とそれに対する代替用地の確保は避けて通れない課題である。

さらに、被災地には有能な人材を多数失い復興作業に支障を来す行政機関も少なくない。

また、復興にあたっては地域住民との調整が必要であるが、各地に散らばっている避難生活者との対話にも多大の手間と困難が予想される。

この難局下の震災復興に対しては、官民の枠を超えて全ての日本人が夫々の専門知識と経験を活かして人的資源面から支援する必要がある。特に復興の成否は最初の復興計画で決まるものであり、計画策定への支援、人材確保は急がなければならない。

建設コンサルは復興支援策の提案を

建設コンサルタントは、これまで公共インフラの事業計画、都市計画、あるいは土地利用計画などで行政機関と協働してきた。また、公共工事に関しては工事契約の資料作り、請負工事の施工管理面でも行政機関の支援をしてきている。さらに、住民参加型の事業計画の作成経験も多い。この際、建設コンサルタントは蓄積した知識と経験を生かし、今後、行政機関による

を検討する余裕がないのが実態であろう。この際、建設コンサルタントはどのような方法で支援あるいは協力ができるかを積極的に提案するべきではないか。ただし、復興計画の策定、それに続く事業実施は長期間を要するものであり、コンサルタントによる持続的な支援協力は、フィランソロピー精神を保ちつつも行政機関によるサービスとの調達という形で行なわれるべきである

方の各県に市町村別の県職員、学識経験者、関係市町村の職員と住民代表で構成する震災復興入札契約委員会を設立し、その委員会が入札・契約事務を支援する。契約は発注者が委員会下請業者も考慮して選定されたコンサルタントとフレームワーク（業務内容と概略業務量、コンサルタントの支払を決める）方式で随意契約をする。発注者は具体的な業務実施が必要になった都度、コンサルタントに業務

実施指示をする。コンサルタント料は上限額付き時給実費精算方式とする。また、

震災復興計画の策定へ協力、支援をするうえで最も相応しい立場にあるといえる。ただし、復興計画には被災地の歴史、文化、風習などを考慮することが不可欠であり、地域外のコンサルタントが復興計画に参画する際には地元コンサルタントとの協働体制を整備することが望ましい。

う。したがって、コンサルタントの提案では調達に関する入札・契約方式に触れるべきであろう。今後、建設コンサルタントが早急に業界を挙げて、英知を絞り震災復興を支援する方策と体制を関係者に提案することを切望する。

今回の国難的震災に対する復興計画の策定に係わるサービス業務には迅速な契約締結、発注者と受注者間の強いパートナーシップの醸成、業務内容の弾力的変更が求められる。建設コンサルタントの提案は、この点に特に留意することが望まれる。

以下は、提案のイメージを示す目的のため筆者が思い付いた私案「震災復興入札契約委員会（仮称）」による入札・契約方式の概要である。

発注者は各市町村とするが、東北地

4/20

〒113-0033

東京都文京区本郷一丁目五番十七号
三洋ビル三階三〇号
建設コンサルタンツ協同組合